

第3期中期目標策定方法について（案）

1 趣旨

現行の第2期中期目標期間が平成29年度に満了するため、県は、地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する第3期中期目標を定める必要がある。

中期目標を定める際には、同法第25条第3項の規定に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴く必要があるため、今後検討を進める第3期中期目標の策定方法等について、今回評価委員会の意見を伺うもの。

（参考）	H18年度	法人化
	H18～23年度	第1期中期目標期間
	H24～29年度	第2期中期目標期間
	H30～35年度	第3期中期目標期間

2 次期中期目標策定の考え方

新たにゼロベースから作成するのではなく、現中期目標を基本として、新たな取組の必要性や残された課題への対応等を検討し、項目の追加、修正、削除を行うこととする。

3 検討の進め方

次の3点から検討を行う。

現中期目標及び中期計画の進捗状況の把握

下記の評価結果から、成果を検証し、未達成部分及び改善点を確認する。

対象となる評価

- ・ H24～H28年度の県公立大学法人評価委員会による年度評価
- ・ H28年度受審の認証評価機関による評価

H29年度の年度計画の進捗状況も可能な限り把握する。

意見や要望の把握

県、市町村、企業等に対してアンケート調査を実施し、意見・要望を徴取する。

また、中期目標素案については、パブリックコメントを実施し、県民の意見を徴取する。

【アンケート調査】

a 調査先

県 庁内各課、各種委員会等（約90ヵ所）

市町村 県内市町村（45ヵ所）

企業等 卒業生就職先企業、各分野から無作為抽出した企業（計650ヵ所）

経済団体等 商工会議所連合会、中小企業団体中央会等（12ヵ所）

b 調査内容

- ・企業等が希望する研究分野（熊本県立大学に取り組んでもらいたい研究分野）
- ・企業等が求める人材
- ・熊本県立大学に期待するもの（熊本県立大学に何を期待するか）
- ・その他 熊本県立大学に対する意見 等

県計画及び社会情勢等の把握

県の復旧・復興プラン及び4カ年計画等

○中央教育審議会の提言（大学教育を取り巻く社会情勢の変化を把握）

4 第3期中期目標策定等にかかるスケジュール

資料2 - 2のとおり